# CCPA解説オンラインセミナー ~CCPA不遵守の州司法長官による違反是 正通知レターについて~

2021年10月13日

森・濱田松本法律事務所弁護士・ニューヨーク州弁護士・田中 浩之

森•濱田松本法律事務所

# CCPA・CPRA違反の効果①

- 州司法長官によるエンフォースメント(CCPA:1798.155(b) CPRA: 1798.199.90)
  - CPRA上も、州の司法長官によるエンフォースメントも残っている
  - CCPA・CPRA違反の効果として、事業者は、州の司法長官の差止命令の対象になり、また、民事罰として、違反1件あたり、最大2,500米ドル(故意の場合7,500米ドル。
     CPRAでは、未成年者の個人情報に関する違反も7,500米ドルに)
  - CCPA上は、30日の是正期間あり(不遵守を通知されてから30日以内に違反を 是正しない場合に限る)ので、これを活用することが有益であるが、CPRAでは、 是正期間は削除されていることに留意

## CCPA - CPRA違反の効果②

- 消費者による私人提訴権(1798.150(a)(b))
  - 「個人情報」を保護するため情報の性質に適切な妥当なセキュリティ手続きとプラクティスを実施 し維持する義務に事業者が違反した結果として、1798.81.5(d)(1)(A)に定める、自身の暗号化 されておらず、かつ修正されていない個人情報が、無権限アクセス、流出、窃取又は開示の対象 となった消費者には、以下の各救済措置あり
    - 1件(1名、1事故毎に算定)あたり、100米ドル以上750米ドル以下の法定損害賠償又は実損のいずれか大きい額の賠償請求
    - 差止命令、確認判決、その他裁判所が適切と判断する救済措置
  - この場合の「個人情報」の定義は、狭い。①個人のファーストネーム(若しくはファーストイニシャル) + ②ラストネーム + ③以下のいずれかのデータ要素の組み合わせで、名前又はデータ要素に ついて暗号化又は墨消しがされていないものに限られる(1798.81.5(d)(1)(A))
    - ソーシャルセキュリティナンバー、運転免許の番号、州のIDの番号、銀行口座番号、クレジットカード・デビットカード番号、医療・健康保険の情報、納税者番号、パスポート番号、軍用識別番号、政府の文書に付与された固有の識別番号
    - CPRAでは、これに、メールアドレス+パスワード又は秘密の質問と答えの組み合わせが追加
  - 法定損害賠償請求について、30日の是正期間あり(CPRAでも維持)だが、実損損害賠償請求については、是正期間はなく直ちに提訴可(1798.150(b))
  - 違反後にセキュリティ措置を実施しても、是正にあたらないことがCPRAで明文化(1798.150(b))

#### CPRA違反の効果:カリフォルニア州プライバシー保護局によるエンフォースメント

- カリフォルニア州プライバシー保護局によるエンフォースメント(1798.155(a) 及び1798.199.55(a))
  - CPRA違反の効果として、事業者は、カリフォルニア州プライバシー保護局による違反行為の停止・排除命令に対象となると共に、行政罰として、違反1件あたり、最大2,500米ドル(故意の場合7,500米ドル。また、16歳未満の個人情報であることを現に知って行った違反の場合も、7,500米ドル)(1798.155(a))
  - 対象者が、違反についての通知を受けた時から30日経過しないとCCPA違反があると信じる相当の根拠の認定はできないとされている(1798.199.50)。相当の根拠の認定があった後、実際の違反があったかを判断するためのヒアリングを行う

#### 州の司法長官による執行状況の公表について①

## ● 2021年7月19日付のプレスリリース①

(<a href="https://oag.ca.gov/news/press-releases/attorney-general-bonta-announces-first-year-enforcement-update-California">https://oag.ca.gov/news/press-releases/attorney-general-bonta-announces-first-year-enforcement-update-California</a>)

- 違反の疑いがあるとの通知を受けた企業の75%は、30日間の是正期間内に是正を行った。残りの25%の企業は、まだ通知を受けてから30日経過していないか、現在調査中である。
- 2020年7月1日にCCPAの執行が開始され、違反是正通知は、データブローカー、マーケティング会社、子どもの情報を扱う企業、メディア、オンライン小売業者等の企業に対して送付された
- 代表的な4つの違反通知事例(後述の27事例のうちの12・8・6・4)を取り上げている

## 州の司法長官による執行状況の公表について②

## ● 2021年7月19日付のプレスリリース②

- Do Not Sell My Personal Informationのリンク設定不備についての通知ツール
- ▶ ボンタ州司法長官は、Do Not Sell My Personal Informationのリンクを設定していない企業に対してカリフォルニア州居住者がメール通知を行うためのツールを公表したこともプレスリリースで発表した

#### (https://oag.ca.gov/consumer-privacy-tool)

- このツールでは、まず当該リンクの設定が必要かの判定を行う質問があり、それに答えていき必要との結論が出た場合には、相手方企業の名称や電子メールアドレス等を入力することにより、違反是正通知を送付できるようになっている
- ▶ 企業に対して、送信された違反是正通知については、州司法長官にも記録が残る
- ▶ このカリフォルニア州居住者による違反是正通知が、30日の是正期間の起算点になる可能性が示されている
- 州の司法長官による独自調査には限界があるため、上記ツールによるカリフォルニア州居住者による各企業への通知により、各企業の是正を促そうとする意図が窺われる
- その他、州の司法長官では、プレスリリースではカリフォルニア州居住者による CCPA上の権利行使も促した

#### 州の司法長官による執行状況の公表について③

#### ● 27件の執行事例の公表①

- あくまで例示として27件の執行事例を公表 (<a href="https://oag.ca.gov/privacy/ccpa/enforcement">https://oag.ca.gov/privacy/ccpa/enforcement</a>)
- ― 業界は多岐にわたる(データブローカー・SNS・オンラインプラットフォーム・オンラインマーケティング/広告・オンラインデート・オンラインイベント販売・オンラインゲーム・マスメディア・オンライン衣料販売・食料品小売・ビデオゲーム販売・子供用玩具販売・教育・電子機器販売・ペット等)
- 執行事例における言及として特に多いものは以下のとおり(重複あり)
  - プライバシーポリシー・通知に関する何らかの不備(約70%)
  - ▶ 権利行使の受付(フリーダイアル番号の欠如や代理人による権利行使に関するものを含む)・告知・対応等に関する何らかの不備(約80%)
  - ▶ 個人情報の販売についての対応の何らかの不備(DO NOT SELL MY PERSONAL INFORMATIONリンクの不備を含む)(約50%)
- 他にも以下のものがある
  - ▶ サービス提供者としての整理不備

#### 州の司法長官による執行状況の公表について④

## ● 27件の執行事例の公表②

- 事例12(通知・プライバシーポリシー不備、権利行使告知不備、権利行使受付のフリーダイアルの番号欠如等受付不備)
  - ▶ 自動車を製造・販売する企業が、販売店で試乗しようとする消費者から個人情報を 収集する際に、個人情報の利用について消費者に通知していなかった
  - ▶ 同社のプライバシーポリシーには、CCPA上の権利の説明や、代理人による権利行使の方法が含まれていなかった。
  - ▶ 権利行使を行う消費者のためにフリーダイアルの電話番号を開示しておらず、アクセス権・削除権について、オンラインでの方法を提供していたが、機能していなかった
  - ▶ 同社は、違反是正通知を受けた後、オンラインで収集するかまたは対面で収集するかにかかわらず、試乗に関連する個人情報の収集時に通知を実施した
  - ▶ 同社はプライバシーポリシーを更新してCCPA上の消費者の権利に関する必要な開示を追加し、フリーダイアルの電話番号を開示し、機能していなかったオンラインによる権利行使が機能するように是正を行った

#### 州の司法長官による執行状況の公表について⑤

## ● 27件の執行事例の公表③

- 事例6(権利行使対応への遅れ)
  - ▶ ソーシャルメディアアプリ事業者が、消費者によるCCPA 上の権利行使に対して、権利行使要求の受領や実施についての通知を行っていないとの苦情が消費者から寄せられた
  - ▶ 同社は、違反是正通知を受け取った後、未処理であった権利行使要求に応じた
  - ▶ 同社は、CCPAの消費者対応手順を更新して、今後は、タイムリーに受領確認と将来 の権利行使への対応を行うということを含む詳細な計画を提出した

#### 州の司法長官による執行状況の公表について⑥

## ● 27件の執行事例の公表④

- 事例8(金銭的インセンティブについての通知不備)
  - ▶ ある食料品チェーン店は、消費者が自社のロイヤリティプログラムに参加する代わりに、個人情報を提供することを要求した
  - ▶ 同社は、ロイヤリティプログラムに参加する消費者に「金銭的インセンティブに関する 通知」を提供していなかった
  - ▶ 違反是正通知を受けた後、同社はプライバシーポリシーを修正し、金銭的インセンティブの通知を含めるようにした

#### 州の司法長官による執行状況の公表について⑦

#### ● 27件の執行事例の公表⑤

- 事例4(Do Not Sell My Personal Informationリンク、プライバシーポリシー不備)
  - ▶ 個人情報を収集・販売しているオンライン・デート・プラットフォームは、ホームページにDo Not Sell My Personal Informationのリンクを設けておらず、プライバシーポリシーにおいて販売する個人情報の種類に関して十分な情報を開示していなかった
  - ▶ 同社は、ユーザによる新規アカウント作成時に、ユーザーがAccept Sharingボタンを クリックするだけで、個人情報の販売に包括的に同意したことになると開示していた
  - ▶ 同社は、違反是正通知を受けた後、Do Not Sell My Personal Informationのリンク を明確かつ目立つように追加し、プライバシーポリシーを更新して個人情報の販売に 関する項目の追記を行った

#### 州の司法長官による執行状況の公表について⑧

#### ● 27件の執行事例の公表⑥

- 事例1(サービス提供者としての整理不備)
  - ▶ メールマーケティング事業者は、消費者の代理で送信したメールを通じて消費者の個人情報を収集している
  - 同社は消費者に必要な通知を行わず、消費者による権利行使の方法も提供していなかった
  - ▶ 違反是正通知を受けた後、同社は、消費者の個人情報を処理したときに、消費者の 代理でサービス提供者として行動していたという証拠を提出した
  - ▶ 同社は、ある顧客(消費者)について処理した個人情報を、別の顧客(消費者)に サービスを提供する際には使用していないことを確認した
  - ▶ 同社は、利用規約を更新し、CCPAにおけるサービス提供者としての義務を明確にした

#### 州の司法長官による執行状況の公表について⑨

#### ● 27件の執行事例の公表⑦

- 事例5(サービス提供者としての整理不備、プライバシーポリシー不備)
  - オンライン・アドテクノジー事業者はストリーミングサービスや様々なケーブルチャンネル上でターゲティング広告枠を売却したい広告主を仲介している
  - ▶ 同社は主としてサービス提供者であるが、一部状況では事業者であるとも言えるため、同社のプライバシーポリシーはCCPAに違反していた
  - ▶ 同社のサービス提供者契約では、処理する個人情報の使用に関する必要な制限が 含まれていなかった
  - ▶ 違反是正通知を受けた後、同社は個人情報を販売していないことを明記し、消費者がCCPA上の消費者請求を行うための手段を提供するなど、プライバシーポリシーを改訂した
  - ▶ 同社はCCPA上の権利行使方法の方法を改良し、CCPAに準拠するようにサービス 提供者契約を更新した

#### 州の司法長官による執行状況の公表について⑩

#### ● 27件の執行事例の公表⑧

- 事例13(代理人に関する問題、権利行使対応不備、Do Not Sell My Personal Informationページ不備)
  - ▶ オンラインでペット引き取りプラットフォーム運営している企業が、消費者がCCPA上の権利を行使する際に、消費者の委任を受けた代理人に公的な証明書を提出するよう求めていた
  - ▶ 同社のデータの販売に関する開示は分かりにくく、消費者が個人情報の販売をオプトアウトする仕組みを提供していないようであった
  - オンライン広告を管理するための第三者業界団体のツールに消費者を誘導させ、さらなる手順を消費者に行わせた
  - ▶ 違反是正通知を受けた後、同社は代理人の公的な証明書の要求をやめ、Do Not Sell My Personal Information」のリンクを追加し、消費者が個人情報(ターゲティン グ広告のために提供された個人情報を含む)の販売から完全にオプトアウトできるように、オプトアウト・ウェブフォームを更新した

#### 州の司法長官による執行状況の公表について⑪

#### ● 27件の執行事例の公表⑨

- 事例15(未成年者の個人情報販売対応の不備/Do Not Sell My Personal Information ページ不備)
  - ➤ モバイルアプリゲーム運営事業者が、サードパーティのモバイル広告プラットフォームから、(当該広告プラットフォームが)13歳から15歳までの未成年者を含むプレーヤーの個人情報を取得するためのソフトウェアをインストールした
  - 同社は成人にオプトアウトの仕組みを提供しておらず、未成年者からはオプトイン同意を得ていなかった
  - ▶ 違反是正通知を受けた後、同社は当該広告ソフトウェアを削除し、年齢制限や保護者による検証機能など、若年層ユーザー向けのその他プライバシー保護施策を導入した

#### 州の司法長官による執行状況の公表について⑫

#### ● 27件の執行事例の公表⑩

- 事例17(販売のオプトアウト対応不備)
  - ▶ 電子機器を販売している事業者が、消費者のオンラインショッピングに関するデータを広告主と共有している小売サイト上で、サードパーティ製のオンライントラッカーを使用していた
  - ▶ 同社はこのサードパーティとサービス提供者契約を締結しておらず、ユーザーが使用できるグローバルプライバシー制御(グローバルプライバシー制御の信号を送るブラウザ拡張機能など)により提出されたオプトアウトに対する消費者の請求も処理していなかった
  - ▶ 違反是正通知を受けた後、同社はプライバシーベンダーと協力して、消費者のオプトアウト要求を有効に受けつけ、CCPAに違反して、個人情報の販売にあたるような個人情報のサードパーティーとの共有を行わない行わないようにした



田中 浩之 Hiroyuki Tanaka

パートナー弁護士

2007年 弁護士登録 第二東京弁護士会所属

2014年 ニューヨーク州弁護士登録 ニューヨーク州弁護士会所 屋

#### Hiroyuki Tanaka

#### 主要取扱分野···個人情報/知的財産/IT

- 個人情報保護法の平時・有事対応及び欧州GDPR・米 国CCPA等のグローバルデータ保護法案件を数多く手 掛けており、日本企業の実情と執行リスクを踏まえたリ スク・ベースド・アプローチによる助言を心がけている
- 国内外の知的財産法・IT(システム開発、アプリ・ゲーム、サイバーセキュリティ等)に関する業務全般及び訴訟・紛争解決案件を幅広く取り扱っている

#### 受賞歴

- 日本経済新聞社による第15回「企業法務・弁護士調査」の2019年に活躍した弁護士ランキングにおいて、データ関連分野で企業が選ぶ弁護士第5位に選出
- Who's Who Legal: Japan 2021でDataのNational Leaderに選出
- asialaw PROFILESの"Asialaw Leading Lawyers 2021"で知的財産の分野でNotable practitionerに選出
- The 12th Edition of The Best Lawyers™ in Japan (2021)でTechnology Lawの分野で選出

#### 講演実績

- 「個人情報保護法改正対応のポイント」
- 第三者提供規制を中心とした個人データの利活用規制 対応の実務~近時の解釈と改正の動向も踏まえて~』
- 『グローバル(欧米・アジア/BRICs)データ保護規制の 要点比較と最新実務対応』 等多数

#### 経歴

2004年 慶應義塾大学法学部法律学科卒業 2006年 慶應義塾大学大学院法務研究科修了 2013年 ニューヨーク大学ロースクール卒業 LL.M. in Competition, Innovation, and Information Law 2013年 Clayton Utz法律事務所 シドニーオフィスにて執務 2018年 慶應義塾大学法学部法律学科非常勤講師(4~9月) 2019年 一般社団法人 日本DPO協会 顧問(~現在)

#### 著作•論文

- 『令和2年改正個人情報保護法Q&A』(共著、中央経済社、2020年7月)
- 「改正対応!実務に役立つ 対話で学ぶ 個人情報保護法の 基礎」(会社法務A2Zで連載中、共著)
- 「実務担当者のための欧州データコンプライアンス~GDPR からeプライバシー規則まで~」(2019年、共著)
- 『ビジネス法体系 知的財産法』(第一法規、2018年)
- 『企業訴訟実務問題シリーズ システム開発訴訟』(共著、 中央経済社、2017年) 等多数

オンライン名刺交換は、右側のQRコードをご利用下さい



tel. 03-6266-8597 hiroyuki.tanaka@mhm-global.com